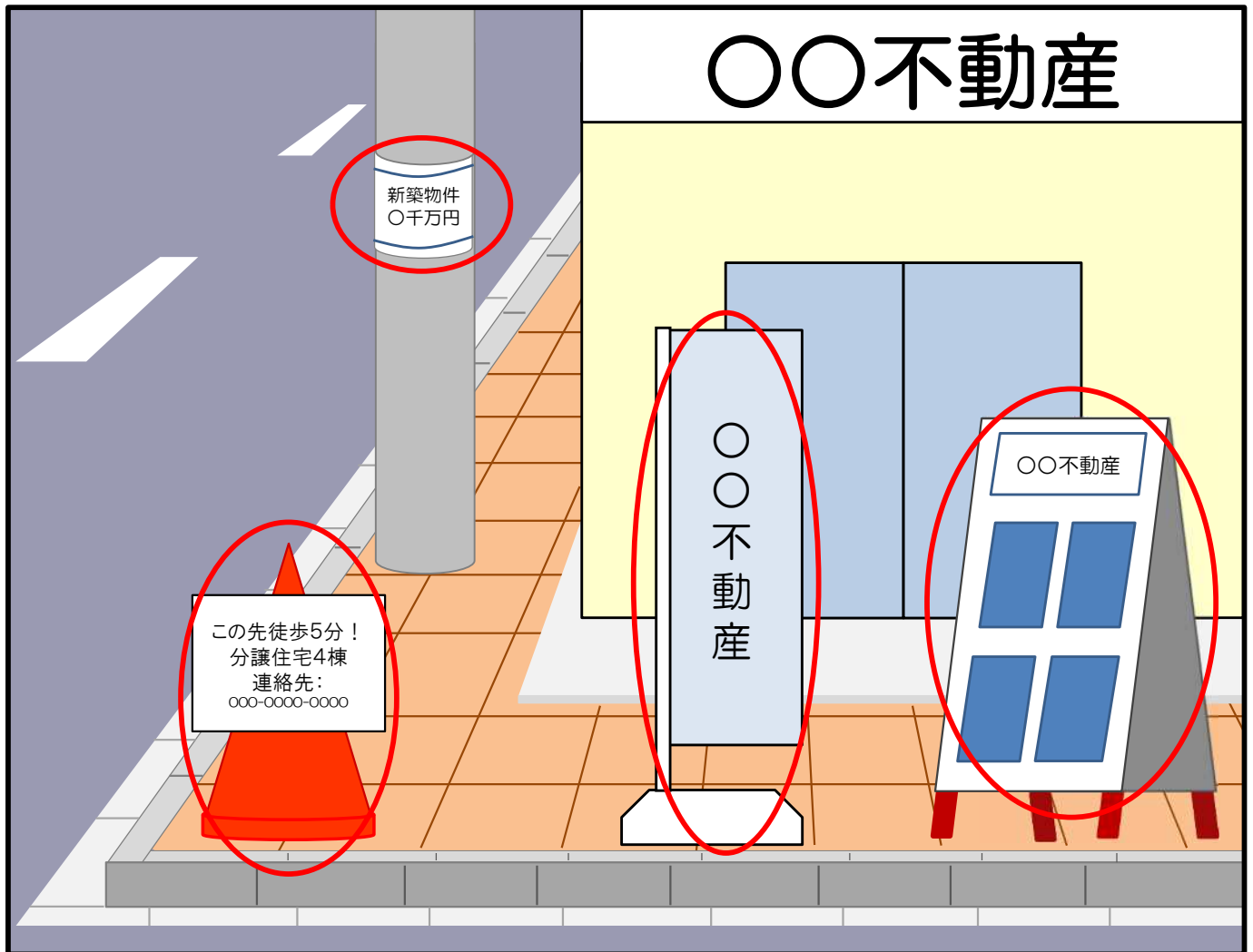


皆さん、ご存知ですか？



上記のような広告物は 全てルール違反です!!



東京都都市整備局
東京都建設局
東京都住宅政策本部

◎どのような屋外広告物が規制されていますか？

- ・電柱や三角コーンなどへのはり紙、はり札、立看板、のぼり旗などの広告物を道路上に設置することは、原則として禁止されています。

【東京都屋外広告物条例、道路法等】

- ・東京都屋外広告物条例は、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的とし、屋外広告物法に基づく規制等を定めています。
- ・屋外広告物を設置するためには、敷地内であっても、一部の例外を除き、屋外広告物条例に基づき、設置場所の区市町等への許可申請が必要です。
- ・屋外広告物条例、道路法等に違反すると、罰則が適用される場合があります。

◎宅地建物取引業法による指導・監督を受けることがありますか？

- ・屋外広告物条例等の他の法令に違反し、行政処分を受けた場合など、監督処分を受ける可能性があります。【宅地建物取引業法第65条第1項第3号等】

なお、上記とは別に、宅地建物取引業法による広告に対する規制として、主に誇大広告等の禁止及び取引態様の明示があり、これらに違反した場合、業務停止相当の監督処分を受ける可能性があります。

【宅地建物取引業法第32条、第34条第1項及び第65条第2項第2号】

◎問い合わせ先

■屋外広告物条例の制度について

東京都都市整備局 都市づくり政策部緑地景観課 屋外広告物担当
03-5388-3335(直通)

■屋外広告物に係る許可について

東京都多摩建築指導事務所、各区市町及び各支庁の所管部署

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/ryokuchi_keikan/kekan_kese/koukoku/madoguchi-ichiran

■宅地建物取引業法について

東京都住宅政策本部 民間住宅部不動産業課 指導相談担当
03-5320-5071(直通)

■都道における屋外広告物に係る道路法上の取扱いについて

東京都建設局 道路管理部監察指導課 監察担当
03-5320-5286(直通)